

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		保育料の減免の決定		
根拠例規及び条項		多治見市保育の実施に関する条例施行規則（昭和 62 年規則第 18 号）第 7 条第 1 項		
所 管 部 課 名		福祉部 子ども支援課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市保育所保育料等減免規程(昭和 58 年告示第 63 号)		
	基 準	多治見市保育所保育料等減免規程第 2 条(減免事由) 及び第 3 条(減免基準等)に定めるところによる。 第 3 条 市長は、児童の保護者又は扶養義務者で保育料等の算定に含まれる所得者が次の各号のいずれかに該当し、保育料等を負担することが著しく困難であると認めた者に対し、保育料等を減免することができる。 (1) 3 月以上にわたる疾病又はやむを得ない理由による失退職、休廃業若しくは転職等により収入が前年より著しく減少した場合 (2) 震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害により、現に居住している住宅又は家財が被害を受けた場合 (3) 離別、死別、再婚等により、新たに扶養義務者となった者がある場合又は扶養すべき親族に異動があった場合 (4) 前各号のほか、市長が特に認める場合		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 30 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				